

## 大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等における保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み、保育士等の負担軽減を目的として保育支援者等を配置するのに要する経費の一部を補助することにより、保育士等が働きやすい職場環境を整備し、もって保育士等の離職防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの（以下「保育所型認定こども園」という。）を除く。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び保育所型認定こども園をいう。
- (2) 保育士等 保育所に勤務する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。）、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に直接従事する職員（法第14条第8項に規定する主幹保育教諭、同条第9項に規定する指導保育教諭、同条第10項に規定する保育教諭、同条第16項に規定する助保育教諭及び同条第17項に規定する講師をいう。）並びに保育所型認定こども園に勤務する教育・保育従事職員（大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）第4条第2項に規定する教育・保育従事職員をいう。）をいう。
- (3) 保育支援者 保育士等となる資格又は免許を有していない者で、次の業務を行うもの
  - ア 保育設備等の消毒及び清掃
  - イ 給食の配膳及び後片づけ
  - ウ 寝具の用意及び後片づけ
  - エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
  - オ 児童の園外活動時の見守り等（以下「見守り等業務」という。）
  - カ その他保育士等の負担軽減に資する業務
- (4) キッズガード 安全管理に知見を有する者として市長が認めるものであって、専ら見守り等業務を行うもの

### (補助対象者)

第3条 この要綱による大津市保育体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、保育支援者等を配置する保育所等の設置者とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、保育所等が保育支援者又はキッズガードを配置する事業とする。ただし、保育支援者を配置する場合にあっては、次のいずれかの要件に該当するものに限る。

- (1) 保育支援者を配置した月における保育士等及び保育士等以外の者（保育支援者を含む。）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士等及び保育士等以外の者（保育支援者を除く。）の数をそれぞれ比較し、保育士及び保育士以外の者それぞれが同数以上であること。
- (2) 保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士等の数の割合が当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士等の割合以上であり、かつ、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士等以外の者（保育支援者を含む。）の数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士等以外の者（保育支援者を除く。）の数の割合以上であること。

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育体制強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、保育体制強化事業に係る経費明細書を添付しなければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市保育体制強化事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、保育体制強化事業に係る経費明細書を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育体制強化事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、保育体制強化事業に係る結果を記載した書面を添付しなければならない。

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育体制強化事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月14日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、国及び県の保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行し、改正後の大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、改正後の大津市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
保育支援者の配置に要する経費であって次に掲げるもの (1) 報酬、給料、職員手当等、賃金及び共済費 (2) 役務費、委託料等	保育所等1か所につき、月額100,000円 （当該保育支援者（市長が認める交通安全に関する講習会等を修了した者に限る。）が見守り等業務を行う場合にあつては、月額150,000円） の範囲内で市長が必要と認める額
キッズガードの配置に要する経費であって次に掲げるもの (1) 報酬、給料、職員手当等、賃金及び共済費 (2) 役務費、委託料等	保育所等1か所につき、月額50,000円の 範囲内で市長が必要と認める額

様式第1号（第5条関係）

大津市保育体制強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

施設名

施設長名



大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市保育体制強化事業費補助金の交付について

次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補助事業の経費所要額	円
交付申請額 （内訳）	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	保育体制強化事業に係る経費明細書

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育体制強化事業費補助金の交付について、次のとお

り決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

大津市保育体制強化事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育体制強化事業費補助金について、次のとおり交付

しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金に  
ついて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知し  
ます。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金

について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	



大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 所在地

施設名

施設長名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育体制強化事

業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	保育体制強化事業に係る経費明細書

様式第7号（第8条関係）

大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

施設名

施設長名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育体制強化事

業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次の

とおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
中 止（廃 止）す る 理 由	
中 止（廃 止）の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	保育体制強化事業に係る経費明細書

大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事業費

補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により

通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事業費

補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定

により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市保育体制強化事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事

業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条

第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

大津市保育体制強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事

業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則

第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育体制強化事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

施設長名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育体制強化事

業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
添 付 書 類	保育体制強化事業に係る結果を記載した書面

大津市保育体制強化事業費補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育体制強化事

業費補助事業について、次のとおり保育体制強化事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則

第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円



大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

補助事業者 所在地

施設名

施設長名



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育体制強化事業費補助金

について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育体制強化事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

施設長名



年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育体制強化事業費補助金

について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育体制強化事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金に  
ついて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知  
知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育体制強化事業費補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育体制強化事業費補助金に

ついて、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日 まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育体制強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。